

競争入札参加資格申請書提要

海部消防組合

目 次

はしがき

第1 物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の作成と提出要領 1部

第2 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書提出後の変更届けについて 1部

は し が き

この提要は競争入札参加資格審査申請書の作成と提出要領についてとりまとめたものです。

建設工事一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書及び測量・コンサルタント等業務一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書は徳島県の受付を適用します。

共同受付に伴い、海部消防組合の競争入札参加資格審査申請書は、次の二種類（変更届けも含む。）に分類されますので参加資格の審査を希望する種類別に使用してください。

- (1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書
海部消防組合が発注する物品の購入等の契約に係る競争入札に参加を希望する場合に提出する。
- (2) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書変更届出書
上記の一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書を提出後、申請書の内容のうち P5 に記載してある事項に変更がある場合に提出する。

第1 物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の作成と提出要領

1 総則

この要領は、海部消防組合が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）の作成と提出要領について定めたものである。

2 入札に参加出来ない者の要件

当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は、破産者で復権を得ない者。

3 申請書の提出期限

管内（美波町、牟岐町、海陽町）に主たる営業所を有する者（以下「管内業者」という。）については、毎年2月1日から3月31日までに、その他のものについては、受付期間初年の2月1日から3月31日までの隔年とする。

4 提出場所

海部消防組合 消防本部 総務課

5 提出方法

持参若しくは郵送とする。

6 提出書類及び提出部数

提出書類は以下のとおりとし部数は各1部とする。また、様式等は徳島県様式とする。

- 1 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書
- 2 経歴書
- 3 法人については登記事項証明書、個人については申請に係る営業を現にしている旨を証明する書面
- 4 貸借対照表及び損益計算書（個人であって青色申告をしていない者は、省略することができる。）
- 5 納税証明書並びに消費税及び地方消費税について未納の額のないことの証明書
- 6 身分証明書
- 7 印鑑証明書
- 8 使用印鑑届
- 9 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを受けているこ

とを証明する書面の写し

- 1 0 契約の締結等につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合には、委任状
- 1 1 契約の締結等につき町内にある支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合について、その支店、営業所等の納税証明書

7 提出書類の記載要領

提出書類の記載要領は、徳島県様式については、徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要領」の記載要領に準ずる。

8 提出上の注意

申請書はA4ファイル（色は任意）にとじて提出すること。ファイルの表面及び背面には、「一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（物品）」と記載するとともに、商号又は名称も必ず記載しておくこと。

9 資格の有効期間

資格の有効期間は、管内業者については申請のあった年の4月10日から1年間とし、それ以外のものについては、申請のあった年の4月10日から2年間とする。

第2 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書提出後の変更届について

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）提出後に下記事項に変更があったときは、それぞれに定めるところにより、ただちにその旨の変更届書を海部消防組合 消防本部 総務課へ提出しなければならない。

1. 資格審査申請書提出後に組織変更した場合
変更届出書に変更事項（商号等）を記入の上、登記事項証明書を添付
2. 営業所（主たる営業所及び年間委任をしている営業所）の所在地、商号又は名称を変更した場合
変更届出書、商号登記をしている場合は登記事項証明書、代表者の変更の場合又は営業所の代表者の変更の場合は年間委任状
3. 代表者又は営業所の代表者（年間委任をいう。）を変更した場合
変更届出書、商号登記をしている場合は登記事項証明書、代表者の変更の場合又は営業所の代表者の変更の場合は年間委任状
4. 電話、許可（又は登記）年月日、許可番号、許可区分（一般、特定）を変更した場合
変更届出書及び許可（又は登記）の変更の場合は証明書
5. 希望工事種別を追加したい場合《県内業者のみ》
希望工事種別は、申請後において1業者が希望できる工事種別数（最大4）に満たない場合のみ追加はできるが、一度希望した工事種別の変更はできないので十分に確認すること。
6. 技術職員に変更があった場合（有資格区分の変更、技術者の追加・削除）
《県内業者のみ》
技術職員変更届
有資格区分の変更・・・合格証書の写し
技術者の追加・・・・・・合格証書の写し
社会保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
雇用保険被保険者資格取得確認通知書（又は雇用保険日保険者証）の写し